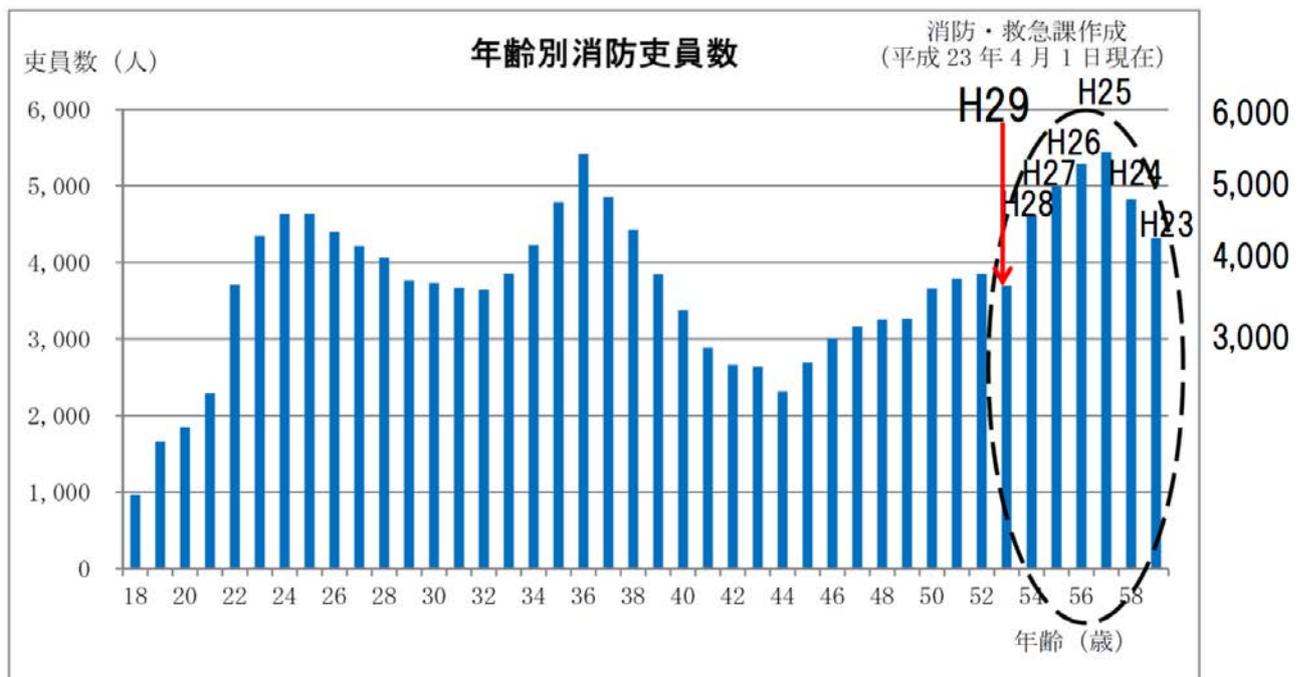


報告書骨子（案）

＜総論＞

現状と課題

- 大量退職の動向は、平成 23～28 年度において 4,000～5,000 人台で推移していたが、今後、平成 29 年度以降には 3,000 人台への収束が予測。
- このような動向を踏まえ、消防大学校における幹部教育を見直すと共に、緊急消防援助隊の部隊運用能力の向上、東日本大震災の発生や首都直下地震、南海トラフ巨大地震等の切迫性、社会構造の多様化・少子高齢化の進展などを受け教育訓練を見直す必要。



- 指導者となるベテラン職員が退職する中、消防職員は現場における実践経験が乏しくなっており、消防大学校においては、災害対応能力、部隊指揮能力を高める教育訓練の充実が必要。
- また、消防の全体的能力を高めるため、日常的な行政管理能力の向上が求められているところ。
- 今後、全国消防長会や全国消防学校長会等との一層の連携協力を図り、人材育成ニーズをより適確に把握していくことが必要。

<各論>

1 総合教育(幹部教育)の教育訓練等の見直しについて

(1) 幹部科の見直しについて

- 約10年前の消防大学校検討会報告書を踏まえ、応援能力・受援能力の向上や今後の大量退職・昇任を背景に、当時の本科(約4～6か月)と幹部研修科(約2か月)の統合と共に、eラーニング導入(4か月)による期間短縮化によって、現行の幹部科(約2か月)を創設。
- 平成25、26年度当時の年間5千人に上る退職者とそれに伴う昇任は、今後大幅に減少していくことから、幹部科の定員については減少の方向で見直しを行うことが必要。
(参考) 本科(教育訓練期間:約4～6か月)
昭和34年度第1期36人～平成17年度第65期34人 最大57人
幹部研修科(教育訓練期間:約2か月)
昭和61年度第1期50人～平成17年度第39、40期合計108人
幹部科(教育訓練期間:約2か月)
平成18年度第1～4期合計186人～平成26年度第37～40期合計283人
- しかしながら、全国的な統計ではピークを越すものの、各消防本部の動向は必ずしも同じものではなく、また数年後には幹部教育を受けるべき適齢期の職員が大きく増加することから、今後のニーズの動向に応じた柔軟に定員の見直しを行うことが適当。
- 一方、教育訓練の質的な充実が必要であり、より高い実践的能力が求められていることから、学生がより濃厚に訓練に参加し、検証してしっかり能力を高めていくことが必要。応援能力・受援能力の向上を図るため、指揮能力を高める講義科目の増設や、シミュレーション訓練の教育時間の増加なども検討すべき。
- また、消防本部全体のマネジメント力の向上を図るため、行政管理能力(議会対応、人事管理、予算要求、政策立案等)や一般行政部門と連携した災害対応力の強化を図る講義の充実が必要。

2 緊急消防援助隊教育の充実強化について

(1) 指揮隊長コースの充実強化について

- 指揮隊長は、消防組織法の第44条の規定に基づく消防庁長官の求めによることについて、所属部隊の指揮官として適切な指揮を実施するもの。緊急消防援助隊の大幅増隊を受け、指揮隊長の指揮能力の向上を図るとともに、緊急消防援助隊間又は関係機関等と様々な調整を行う調整

能力を高めることが必要。

- 全国の有識者、経験者などから連絡訓練・災害対応・指揮訓練などノウハウなどを伝授してもらい、指揮訓練能力・調整能力を高めるとともに、消防庁職員や入校学生等が相互に顔の見える関係を構築。

（案１）実務講習の現状の中で、充実強化を図る場合

- 指揮隊長コースは、緊急消防援助隊教育科の中で他の３コースと共に、災害時の指揮支援や活動等目的を絞り込んだ更なる指揮訓練による指揮能力の充実とともに、自己所属以外の新たに指揮下に入った隊員を統括するほか、関係機関等との活動調整を行う能力を高めるための研修。

（案２）専科教育に昇格を図る場合（４コース一体での昇格）

- 指揮隊長コースは、国の緊急消防援助隊としての位置付けを有することから、他の３コースと共に、専科教育の中で、高度の知識・技術の専門的な修得や教育指導者としての資質向上、災害時の指揮支援等目的を絞り込んだ更なる指揮訓練。

（参考）総合教育（幹部教育）、専科教育及び実務講習（高度専門教育）

- **総合教育（幹部教育）**は、消防に関する総合的かつ高度の知識及び技術の修得に重点をおくと共に、幹部である者の資質の向上を図る。
- **専科教育**は、消防業務に関する専門的かつ高度の知識及び技術の修得に重点をおくと共に、警防業務や予防業務などの教育指導者等の資質の向上を図る。
- **実務講習（高度専門教育）**は、隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力の修得を図る。

（２）大規模イベント開催を控えた対応について

- 2020年（平成32年）オリンピック・パラリンピック東京大会をはじめ、国際的なイベント等の開催を見込み、「平成26年度大規模イベント開催時の危機管理等における消防機関のあり方に関する研究」研究結果を踏まえつつ、大規模イベント対策の充実強化が求められている。
- このため、高度専門教育として、NBCコースをはじめする緊急消防援助隊教育科では最新の専門的知識や技術の習得と合わせ、実践的な総合訓練の実施などの充実強化が必要。
- 緊急消防援助隊教育科「NBCコース」では、平成28年度より教育日数10日間から15日間に増やし、教育内容を充実。
- また、総合教育（幹部教育）において大規模イベント対策に係る幹部の意識改革や指揮能力・全体調整能力の向上を図るとともに、専科教育において各分野に必要な一定レベルの知識・技術の習得を促進。

- なお、大規模イベント等の直前には、災害対応業務の向上に資するよう、消防大学校で集中的な教育訓練の実施が必要。

（参考） 【平成28年度教育訓練計画による実施イメージ】

- ・教育訓練時間数 100 時間による充実したコース実施を確保
- ・現場の指揮官・隊長クラスの受講を想定し、次の科目を増強
 - ①現場全体の動きの理解を深めるための図上・実動訓練
 - ②多機関連携を見据えた、他の実動機関のNBCR 災害対応
 - ③隊長として知っておくべき NBC 資器材、除染技術の修得

【現場指揮】

- ・ボストンマラソン爆弾事件等の事例紹介を新たに設置

【消防運用（座学）】

基礎知識は、事前の資料配付等により一定の修得レベルを確保し、内容の高度化及び時間数の増加を図る

- ・NBCR の個別知識
- ・他機関（自衛隊、警察）との連携
- ・NBC 資器材の知識・取扱いを設置又は増強

【消防運用（実技）】

- ・訓練時間の増加（図上訓練、除染要領訓練、総合訓練）

3 女性消防吏員の更なる活躍促進について

（1）女性コースの開講について

- 女性の活躍を促進するためには、消防大学校において女性の研修機会の拡大を図ることが必要。
- 特に女性のキャリアパスやロールモデルが見え、将来に向けた意欲を向上できるように、女性専用コースが求められるところ。
- このため、平成28年度から、消防司令補又は消防士長の女性吏員を対象として、女性消防吏員のキャリア形成の支援を目的とした実務講習（5日間）を新設することとしたところ。

（参考） 【平成28年度教育訓練計画による実施イメージ】

<講義イメージ>

- ・初日は、参加者が学びながらも打ち解け、積極的に発言できる科目運営を図る（アイスブレイク）
- ・キャリアモデル科目にあたり、女性消防署長や女性大隊長等経験している者を講師招聘すると共に、講師・学生間での意見交換を図る
- ・人事管理の知識及び能力を高めるために、人事研修を実施

- ・現場指揮の知識及び能力を高めるために、指揮訓練を実施
- ・問題意識や解決方策を高めるために、課題研究を実施

(2) 各学科等における女性の研修機会の拡大

- 女性の研修機会の拡大のためには、ポジティブ・アクションとして、各学科に女性の優先枠を設けることも必要。
- 平成28年度には、各学科の定員の5%を女性消防吏員枠を設定したが、当分は継続すべき。

(3) 幹部の意識改革を進める教育について

- 女性の活躍促進のためには、消防幹部の意識改革が不可欠。
- 消防長をはじめとした幹部に対して、女性の職域拡大、働く環境の整備（イクボス（育児参加を理化し支援できる上司）などソフト面の環境整備も含む）、女性活躍促進に係る意識改革を促す教育を実施することが必要。

(参考) 【平成28年度教育訓練計画による実施イメージ】

<講義イメージ>

- ・消防長をはじめとした幹部に対して、女性消防吏員活躍促進に係る意識改革を目的として講義を実施

(参考) 【平成27年度教育訓練計画による実施イメージ】

- ・特に消防長等を研修対象者とした上級幹部科では、平成27年度より前倒し実施で講師招聘

4 専科教育、実務講習及び技術的援助の充実強化について

(1) 現任教官を対象とした更なる教育訓練について

- 現行の新任教官科（毎年3月）は、4月着任予定の新任教官を想定したものの、現任教官が全体の1/3含まれている。
- 現任教官には、それに相応しい高度の知識及び能力を専門的な修得が望ましく、また消防学校の教育訓練のあり方を見直していけるような能力を高めることが望まれるところ。
- このような必要性に応えることができるような教育内容とした現任教官のための学科を専科教育として創設すべき。

(2) 危機管理・防災に関する教育訓練の充実について

- 切迫する大規模地震や巨大化する風水害、複雑多様化するテロの危険性等を踏まえ、近年発生した災害等を教訓としながら、危機管理・防災対策に関する教育の充実強化が必要。

- 特に、危機管理・防災対策に従事する中核的職員の人材育成が重要であり、高度な知識と実践的な対応力の向上させるため教育訓練を充実強化すべき。
- また、住民の自主防災活動についても、より実践的にすることが求められており、それらを推進するリーダーの養成も欠かせない。
- このため、住民の自主防災活動を促進する担当職員に対し、図上訓練の実施や地区防災計画の策定、リーダーの育成等に関するノウハウを習得するための教育訓練を実施すべき。

5 e-ラーニング等 ICT の利活用について

(1) e-ラーニングの一層の活用について

- e-ラーニングは、平成18年度より幹部科で導入、警防科及び予防科でもその一部を利用している。高い学習効果があり、学生からの評価も高い。
- 消防大学校入校による高い教育成果をあげるためには、入校の前・中・後におけるe-ラーニングを幅広く導入し、コンテンツも充実すべき。
- このため、すべての学科・コースに段階的な導入を検討するとともに、学科の特性や科目内容に応じ、コンテンツを多様化し、内容も充実すべき。
- 入校後の講義にないものでも、一般行政に係る基礎知識や消防防災に関し知っておくべき基礎知識等は、学科横断的に利用すべき。

(2) ICTによる高度化を踏まえ、更なる利活用のため、教育訓練への取り込みについて

- 現在の科目には、講義の中でICT（情報通信技術）の利活用を取り扱っているものもあるが、消防活動の高度化に向けた更なる利活用を推進するため、専門科目の導入等ICTの利活用に関する教育訓練の充実が必要。
- 近年、ICTの技術革新は著しく、かつ急速にその利活用がすすんでいる。消防においても、そのような技術革新を積極的に導入し、消防活動を高度化し、より効果的・効率化にしていくことが重要。
- このため、消防本部に置けるICTを活用した先進的な導入事例や消防防災活動への活用方法等を紹介し、消防本部でのICT化を促進する専門的な科目を設けるべき。
- また、専門科目を設けられない学科等においても、ICTの活用事例等を盛り込んだ講義を設けることが望ましいこと。
- なお、消防大学校の教育訓練においても、積極的にICTを導入すべき。

6 その他

(1) 学生が主体的に学び合う教育

- 学生が自分で考え学び合ったものは、より習得が定着する。学生による企画訓練や課題研究を充実し、教官のサポートを得ながら、自ら習得することを推進。
- また、優れた訓練企画や課題研究の成果については、全国に発信し、全国の消防で共有することを検討。

(2) 高まるニーズへの対応

- 急速に増加する外国人の観光客や居住者に安心・安全面で適切に対応することは、重要な課題。外国人対応の先進事例等やノウハウに関する講義を導入し、消防における国際化対応を促進。
- 住民参画の進展に伴い、住民との協働・合意形成を図るためのスキルは、消防において不可欠のスキル。幹部候補の素養として、合意形成手法に関する講義の導入を図るべき。

(3) 実践的な教育訓練の強化

- 実体験が減少している消火活動や化学災害対応等に関し、より実践的な教育訓練を充実
- 指令業務のように担当職員が少なく単独学科等として成立しない業務分野については、受講制度を検討。
- より実践に近い教育訓練を行うため、学科横断的な教育訓練（例えば複数学科による合同訓練）を実施
- 消防団長科においても、事例研究のような実践的教育を導入。

(4) 消防学校との連携

- 消防大学校での教育訓練の成果を高めるためには、消防学校との役割分担をより明確にすることが重要。基礎的な知識・技術、地域色の強い対策等は消防学校でしっかり身に付けることができるよう、連携協力。
- もっとも、相応の専門性が必要。現任教官の教育充実、消防大学校卒業生の講師への活用等により、所要の専門性を確保。
- 消防本部の総合的な能力を高めるためには、行政的基礎知識やノウハウ、一般行政分野の災害対策等に関する知識を有することが必要。一般行政部門の職員を講師として対応。

学科・コース	実務講習	学科 専科教育
対応策 (案)	(案1) ●高度専門教育を重視 (昇格せずに更なる充実) (教育的充実) 幹部や部下指導者としての資質向上の教育ではなく、災害時の指揮支援等目的を絞り込んでの更なる指揮訓練	(案2) ●専門教育を重視 平成29年度～ 専科教育への昇格 (教育的充実) 警防系専科教育、更なる指揮訓練
根拠	消防大学校校則 (平成13年1月6日消防庁訓令第6号) (実務講習) 第15条 校長は、特に必要があると認めるときは、長官の承認を得て実務講習の課程を置くことができる。	総務省組織規則 (平成13年1月6日総務省令第1号) (教育訓練の学科) 第三百三十一条 消防大学校に、総合教育(消防に関する総合的かつ高度の知識及び技術の修得に重点をおいて行うものをいう。)の学科として幹部科、上級幹部科、新任消防長・学校長科及び消防団長科を、専科教育(消防業務に関する専門的かつ高度の知識及び技術の修得に重点をおいて行うものをいう。)の学科として警防科、救助科、救急科、予防科、危険物科、火災調査科及び新任教官科を置く。
設置	①緊急消防援助隊教育科 ②危機管理・防災教育科	専科教育(消防業務に関する専門的かつ高度の知識及び技術の修得に重点をおいて行うものをいう。) ①警防科 ②救助科 ③救急科 ④予防科 ⑤危険物科 ⑥火災調査科 ⑦新任教官科
資格 <入校者状況>	指揮隊長コース(隊長<消防司令~消防監>) 高度救助・特別高度救助コース(隊長<消防司令補~消防司令>) NBCコース(隊長若しくは隊員<消防司令補~消防司令>) 等	警防科(消防司令補以上) 救助科(消防士長以上) 等